老介発０５１９第７号
平成２９年５月１９日

公益社団法人　日本認知症グループホーム協会
会長　河﨑　茂子　様

厚生労働省老健局介護保険計画課長

高額介護（予防）サービス費の見直しの内容の周知について（協力依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年８月１日から、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）等の一部改正により、高額介護（予防）サービス費の負担上限額の見直しが施行されます。

つきましては、見直しの概要を下記のとおりまとめましたので御理解いただくとともに、貴会会員施設又は貴会会員への周知について、特段の御配慮及び御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、見直し内容の周知に資するため、別添のとおりリーフレットを作成しましたので周知の際にご活用ください。

記

１．月額上限の引上げについて

平成 29 年８月のサービス利用分から、第４段階（同一世帯内で市町村民税が課税されている者がいる世帯）の月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引き上げることとなります。

２．年間の自己負担額の上限額について

世帯内の全ての被保険者（利用者ではない被保険者を含む）が１割負担の世帯については、新たに、自己負担額の年間（前年の８月１日から７月 31 日までの間）の合計額に対して 446,400 円（37,200 円×12 ヶ月）の負担上限額を設定する（３年間の時限措置。平成 29 年８月からの１年間分の自己負担額から適用。）こととします。また、支給方法は、原則、被保険者の申請に基づく償還払いです。